

福岡県公報

令和七年四月十八日
第五百八十九号
増刊 ①

目次

再掲

再掲

○福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年四月十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十七号

福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

福岡県宅地建物取引業法施行細則（平成十二年福岡県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第九条」を「第九条第一項」に、「届出を」を「届出書を提出」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の申請等をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に定める県土整備事務所の長を経由して知事に申請等を行わなければならない。

主たる事務所の所在地を所管する県土整備事務所

経由する県土整備事務所の長

福岡県土整備事務所 那珂県土整備事務所	福岡県土整備事務所長
久留米県土整備事務所 南筑後県土整備事務所 朝倉県土整備事務所 八女県土整備事務所	久留米県土整備事務所長
北九州県土整備事務所	北九州県土整備事務所長
直方県土整備事務所 京築県土整備事務所 田川県土整備事務所 飯塚県土整備事務所	飯塚県土整備事務所長

第五条中「第九条」を「第九条第一項」に、「届出を」を「届出書を提出」に、「第五条の三第一項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「第五条の二第一項の変更届出書」に改め、同条第一号中「第八条第二項第二号」を「第四条第一項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、「役員」の下に「及び使用人」を加え、「第一条の二第二項第十号の登記簿謄本」を「第一条の二第二項第十一号の登記事項証明書」に改め、同条第二号中「第八条第二項第五号」を「第四条第一項第四号」に改め、「事務所の」の下に「名称及び」を加え、「同項第十号の登記簿謄本」を「同項第十一号の登記事項証明書」に改め、同条第三号中「第八条第二項第六号」を「第四条第一項第五号」に改める。

第六条中「第五条の五」を「第五条の四」に改め、同条第一号中「謄本」の下に「又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面」を加え、同条第二号中「に係る閉鎖した登記用紙の謄本又は存続する法人の登記簿謄本」を「の閉鎖事項全部証明書又は存続する法人の履歴事項全部証明書」に改め、同条第四号中「に係る閉鎖した登記用紙の謄本」を「の閉鎖事項全部証明書」に改める。

第九条第二号中「戸籍抄本」を「戸籍の抄本又は戸籍に記録されている事項の一部を証明した書面」に改める。

第十条第一号中「謄本」の下に「又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面」を加える。

第十三条第一項中「国土交通大臣又は」を削り、同条第三項中「国土交通大臣の免許を受けている者にあつては正本二通及び副本三通、知事の免許を受けている者にあつては」を削る。

別記様式を削る。

附則

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 （電話 092-643-3028）
〔作成〕 〒 812-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6-1 9 株式会社西日本高速印刷 （電話 092-531-1766）

この規則は、公布の日から施行する。